

平成26年9月30日
第2版
(記入例)

(案)

資料11

130-8640
墨田区吾妻橋一丁目23番20号

取扱注意

墨田 太郎

(バーコード)

支給認定決定通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

墨田 太郎 様

墨田区長 山崎 昇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました保育の必要性の認定につきまして、以下の支給認定証の
とおり認定しましたので通知します。

墨田区福祉保健部子ども・子育て支援担当
子ども課保育園入園係

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6152 (直通)

お問い合わせは、平日の8:30～17:00(水曜日は19:00まで)

支給認定証

認定番号	1500001	保育必要量	保育標準時間
認定区分	3号	満1歳	認定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	墨田区吾妻橋一丁目23番20号		
保護者	氏名	墨田 太郎	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
児童	フリガナ	スミダ ハナコ	
	氏名	墨田 花子	
	生年月日	平成26年1月1日	
認定事由	父	労働	母 労働
認定有効期間	平成27年4月1日から平成28年12月31日まで		

墨田区長 山崎 昇

支給認定証は、有効期間中は大切に保管してください。施設の申込の際に必要となります。

支給認定決定について

- (1) 認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、今回の認定が取消となる場合があります。
- (2) 支給認定証の有効期間中であっても保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、認定の取消しをいたします。
- (3) この決定に不服がある場合にはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、墨田区長に対して、異議申立てをすることができます。
- (4) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記（3）の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 認定区分について

「子ども・子育て支援法」第19条第1項の該当する号を示しています。

- 1号 保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども
- 2号 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども
- 3号 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども

2 保育必要量について

2号・3号認定の場合、1か月当たりの保育を必要とする時間が200時間までの場合は「保育短時間」、200時間以上の場合は「保育標準時間」として保育必要量を認定します。

1号認定の場合は、保育必要量は記載されません。

3 有効期間について

- 1号 効力発生日から小学校就学前まで
- 2号 効力発生日から小学校就学前まで
- 3号 効力発生日から満3歳到達の前日まで

ただし、認定事由が「求職活動」、「就学・技能習得」及び「妊娠・出産」の場合の有効期間の終期は、この限りではありません。